

## 東京都の公園使用不許可処分とそれに追隨する 東京地裁及び東京高裁の決定に抗議する声明

原発反対の声を上げる市民・団体の連帯組織である首都圏反原発連合（反原連）が、「11.11反原発1000000人大占拠」デモの出発地点として日比谷公園の一時使用許可申請をしたのに対し、東京都は2012年10月31日、使用を許可しない処分をした。反原連は、東京地裁に対し、都に日比谷公園の利用を仮に義務付ける決定を求めたが、東京地裁は11月2日、反原連の申立てを却下し、東京高裁も同月5日、反原連の即時抗告を棄却した。デモの出発地点を明記できないことから、反原連のデモは公安委員会の許可を受けることができず、数万人規模で予定されたデモ行進は中止に追い込まれた。

東京都はこれまで、本年3月及び7月に実施された反原連主催のデモにあたっては、一時使用届出書の提出で同公園の使用を認めてきたが、8月以降、届出制ではなく許可制へと運用を変えた。これは、7月のデモを契機として、東京都が脱原発を求める市民の声を敢えて封殺するために運用を変えたものと言わざるを得ず、それ自体、極めて問題が大きい。東京都は、同公園で同日同時刻に別のイベントが開催されることを理由に「公園管理上の支障」を主張し、反原連による使用を不許可としたのであるが、反原連が使用を求めたのは広い同公園内の別の場所であり、他団体のイベントとの競合は問題とならない。反原連は、他団体の利用に支障をきたさないよう、十分な警備及び誘導體制を敷き、予定以上の市民が結集したときの方策も立てるなどして「公園管理上の支障」は生じないことを疎明したのであるが、東京地裁、東京高裁はこれを一顧だにせず、東京都に追隨する判断を下した。裁判所の判断は、民主主義と基本的人権である表現の自由よりも公共の秩序を重視するものであり、決して容認することができない。

脱原発を求める市民の声を無視し続ける政府の態度に、市民の怒りはますます広がっている。ひとりひとりの市民が連帯してその声を国会に届けようとしているこの局面において、権力である東京都と裁判所が市民の声を圧殺しようとする暴挙に自由法曹団は強く抗議する。自由法曹団は、東京都に対し、不許可処分を撤回して11.11デモのための日比谷公園の使用を認めることを求めるとともに、脱原発を求める幅広い市民と連帯して、原発のない社会の実現と、民主主義と憲法上の人権が保障される社会の実現のためのたたかいに全力を尽くすことをあらためて宣言する。

2012年11月7日

自由法曹団  
団長 篠原義仁